

5 文化芸術政策の総合的な推進

(1) 推進体制の充実・強化

- 芸術創造機能の強化や幅広い協働を基礎とした政策推進を図るため、愛知芸術文化センターや県陶磁美術館、(公財)愛知県文化振興事業団等の役割、組織、事業のあり方を見直すとともに、県立芸術大学を始めとした地元芸術系大学などとの連携を強化していく必要があります。

また、県民、NPO・ボランティア、企業、市町村等との幅広い協働を推進し、共有する目的、目標の達成に向けてチャレンジしていくことが重要です。

- 文化芸術と教育、福祉、観光、まちづくりなどの分野との連携体制を強化するとともに、人材や資源の効率的・効果的活用やノウハウの共有を図っていくことが重要です。

<主な取組>

① 組織・機構の充実

(施設運営手法等の見直し)

「愛知芸術文化センター」

- ・ 芸術創造・文化情報発信機能の強化、効果的な施設運営、利用者サービスの向上等、本県における文化芸術施策を展開する拠点施設として、一層の活性化をめざし、指定管理者制度等の導入による運営手法を検討します。
- ・ 県美術館については、開館以来、学芸員を中心に、人的ネットワークやノウハウが蓄積され、これまでの事業展開により全国的な評価も得ていること、収蔵品を熟知した学芸員による保存、管理が不可欠なこと、また、県民や企業から多くの寄附、寄贈を受けるなど、現体制に対する信頼を得ていることを踏まえ、これまで同様、県が直接運営することにより、より効果的な運営を行います。
- ・ 県芸術劇場等の施設については、指定管理者制度の導入を検討しますが、愛知の文化芸術の創造・発信拠点として、長期的な観点からの継続的な事業実施や管理運営、専門性の蓄積、人材の育成が必要です。
- ・ また、愛知芸術文化センターについては、施設全体が、あいちトリエンナーレを始め、本県の文化芸術施策の拠点施設となるため、施設運営や事業展開に関し、本県と密接に連携した運営が必要であることも考慮する必要があります。

- ・ このため、指定管理者制度の導入にあたっては、これまで、愛知芸術文化センターを拠点として事業の中核を担ってきた（公財）愛知県文化振興事業団に、指定を行うことを検討します。
- ・ あわせて、これまで県文化情報センターと（公財）愛知県文化振興事業団がそれぞれ担ってきた舞台芸術公演等の事業機能を（公財）愛知県文化振興事業団へ統合し、プロデューサーなど専門的な観点から、これまで愛知芸術文化センターが行ってきた貸館業務を含めた自主事業展開をマネジメントする責任者を新たに配置するなど、（公財）愛知県文化振興事業団の組織・体制の強化・再編を行い、質の高い舞台芸術を創造・発信・提供する劇場としての機能強化、専門性の蓄積を図ります。

「県陶磁美術館」

- ・ 収蔵資料の管理から展示室や収蔵庫の管理に至るまで、収蔵資料を熟知した専門家である学芸員の永続的な確保が必要であることから、学芸員が直接関わらない施設管理業務を中心とした指定管理者制度の導入効果及び可能性について検討します。

（関係機関・団体の機能強化）

- ・ 都心に立地する愛知芸術文化センターと、東部丘陵の森に立地し、広大な屋外スペースを有する県陶磁美術館のそれぞれの特性を活かした事業連携を推進するため、機能強化や連携体制の構築に取り組みます。
- ・ 愛知芸術文化センター、県陶磁美術館、（公財）愛知県文化振興事業団等が実施する文化事業について、相互の連携を密にし、効果的に推進します。

（県立芸術大学との連携）

- ・ 愛知芸術文化センターと県立芸術大学の連携強化を図るため、愛知芸大芸術講座の開催等、連携事業の充実・拡大を図ります。

② 市町村との連携強化

（市町村文化行政ネットワーク会議）

- ・ 県内市町村の文化施設担当者等を対象に研修会やワークショップ等を開催し、先進事例の研究や、アートマネジメントに関する能力向上、事業の共同立案などを支援します。

（市町村文化研究会）

- ・ 県内5つの地域で開催される市町村文化研究会に継続的に参加し、地域特性を活かした文化芸術の振興の共同研究や、県と市町村、市町村相互の連絡・調整を図ります。

③ 他分野との有機的連携

(部局横断的な連携体制)

- ・ 「愛知県文化行政推進会議」により部局間の総合調整を図るとともに、特定課題・テーマについて、部局横断的な作業グループを機動的に組織し、調査研究や先導的施策の企画立案に取り組むなど、文化芸術政策を総合的かつ効果的に推進します。

(2) 既存施策の見直し

- 従来の施策を不断に見直し、新分野へも積極的にチャレンジしていくことが重要です。
- 地域の文化芸術資源を有効活用するための民間資金の活用方策等を検討していくことが求められます。

<主な取組>

④ 施策・取組の評価と改善

(自立的かつ継続的な改善)

- ・ 施策・取組の節目、節目に、その必要性や効果、優先度、NPO・ボランティア等との協働の可能性など、様々な観点から主体的積極的に評価・点検し、文化芸術政策の自立的かつ継続的な改善を進めます。

(透明性・客観性等の確保)

- ・ 施策・取組の評価・点検の結果については、できる限り分かりやすい形で公表するよう努めます。また、評価・点検結果の客観性や専門性を高めるため、自己評価（内部評価）だけでなく、専門家や県民による第三者評価（外部評価）の活用を行います。

(「今日的な政策課題」の検討)

- ・ 文化芸術を取り巻く状況や活動の変化等により生じる、文化芸術振興における新たな政策課題等について、「愛知県文化行政推進会議」や「市町村文化行政ネットワーク会議」等の場において、積極的に検討を行います。

⑤ 民間資金等の活用

(民間の資金・ノウハウの導入)

- ・ 愛知芸術文化センターや県陶磁美術館での事業展開を図る中で、企業スポンサーとの継続的な協力関係の構築や指定管理者制度の導入について検討します。

（（公社）企業メセナ協議会との連携）

- ・ 芸術家や文化芸術団体の活動を支援するため、企業や個人の寄附を促進する（公社）企業メセナ協議会の「助成認定制度」の相談窓口となっている（公財）愛知県文化振興事業団を通じて、その周知や積極的活用を進めます。

IV 推進方針の具体化に向けて留意すべき事項

- この推進方針で取り上げた取組を着実に推進していくためには、文化芸術活動に携わる人々の自主性、創造性を十分に尊重しつつ、県民、NPO・ボランティア、企業、市町村等の様々な主体との適切な役割分担のもとに、目的・目標を共有し、相互の理解を深めながら、連携・協働して実施を図ります。
- 推進方針で掲げた取組の進捗状況や新たに取り組むべき課題の把握に当たっては、できるだけ幅広い意見等を集約し、それらを踏まえた推進方針のさらなる充実や時代の変化に応じた見直しを行います。

(推進方針(改訂版)の取組について)

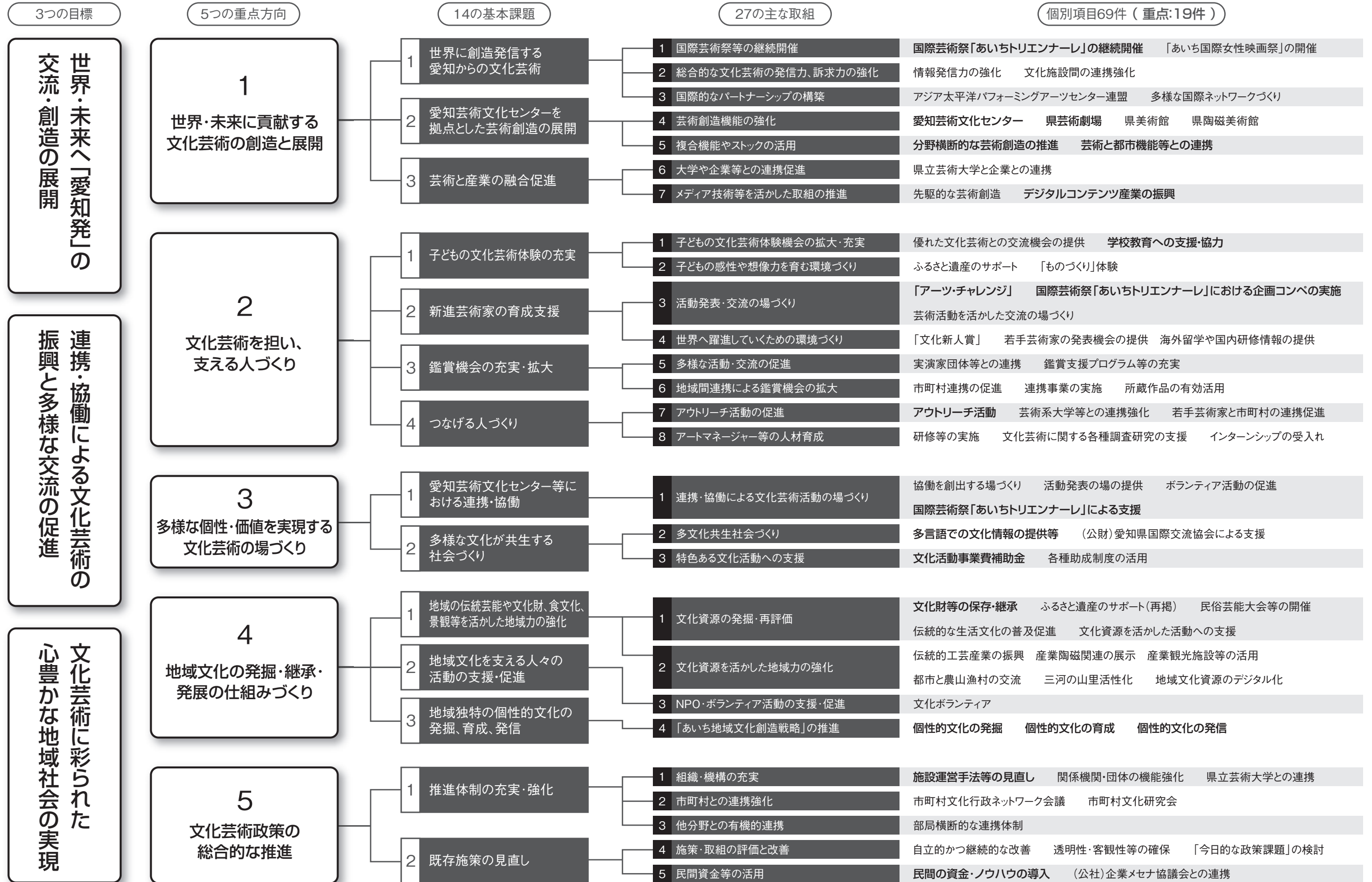
- ・ 文化芸術が社会へ及ぼす影響力を考慮した場合、教育、福祉、観光、産業、まちづくり等、他分野との連携を踏まえた横断的な施策の展開が求められるため、部局間はもちろんのこと、関係機関・団体、県民、NPO・ボランティア、企業、市町村等を始めとした様々な主体との連携・協働のより一層の強化を図ります。
- ・ こうした連携・協働のもと、新たな基本課題と主な取組を実施することにより、「世界・未来へ“愛知発”の交流・創造の展開」、「連携・協働による文化芸術の振興と多様な交流の促進」、「文化芸術に彩られた心豊かな地域社会の実現」の3つの目標の実現をめざします。

(幅広い意見把握)

- ・ 推進方針に掲げた取組の企画立案、実施、評価等に際して、できるだけ幅広く意見等を把握し、十分考慮した上でその推進を図るとともに、基礎的データの収集や調査研究の充実、さらには、文化芸術の特性を十分に踏まえ、定量的な評価だけでなく、定性的な評価を含む適切な評価手法の導入検討にも取り組んでいきます。

(政策の体系)

文化芸術創造あいちづくり(改訂版)



參考資料

用語解説

頁	用 語	解 説
全体	県陶磁美術館	「愛知県陶磁美術館」 愛知県陶磁資料館は、開館 35 周年を迎えることを契機として、より一層親しまれる施設となるよう、平成 25 年 6 月に愛知県陶磁美術館へ名称を変更予定。
3	公の施設	住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するため地方公共団体が設置する施設（地方自治法第 244 条第 1 項）
6 15	メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術。（文化芸術振興基本法第 9 条）
6 21	アウトリーチ活動	地域に出向いて行う文化芸術の普及活動。例えば、学芸員等が、学校に出かけて児童・生徒に美術品等の文化資源への興味を喚起させ、また理解を深化させるための体験型の教育普及活動等。
11	愛知県博物館協会	博物館相互の連絡と事業の振興を図ることを目的に、昭和 39 年 1 月に 11 館で発足。現在は、博物館、資料館、美術館、動植物園、水族館、科学館、城などの 119 館（平成 25 年 1 月現在）が加盟。
11	愛知県公立 文化施設協議会	県内の公立文化施設の連絡提携のもとに、地域文化の振興を図り、芸術文化の発展に寄与することを目的とし、44 団体（平成 25 年 1 月現在）が加盟。
11	パートナーシップ 事業	国際芸術祭「あいちトリエンナーレ」において、民間企業や自治体、地元文化芸術団体等が行う文化芸術事業を募集し、相互にホームページ等による広報協力等を行う。
11	アジア太平洋 パフォーミング アーツセンター連盟	舞台芸術の拠点を担うアジア太平洋地域の主要な総合芸術文化施設で構成される連盟で、平成 8 年に発足し、19 ヶ国 1 地域 62 団体（平成 25 年 1 月現在）で構成。
15	デジタル コンテンツ	デジタル化された映画、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピュータプログラムなどの表現物。
19	APMoA	AICHI PREFECTURAL MUSEUM OF ART 「愛知県美術館」の略語。

用語解説

頁	用語	解説
21 30	アート マネジメント	文化芸術を社会の中にどうやって取り入れ、活用していくか、そのための手法をアートマネジメントと呼び、学問としての研究が進んでいる。
21	レファレンス サービス	利用者が学習・調査・研究等を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、職員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索、提供、回答すること。
24 32	(公社) 企業メセナ協議会	企業によるメセナ（芸術文化支援）活動の活性化を目的に平成2年に設立された公益社団法人。 企業メセナへの意欲を高め、社会のメセナに対する理解を深めるために、その啓発・普及活動をはじめ、調査・顕彰等の事業を行っており、正会員133社・団体、準会員36団体（平成24年12月現在）で構成。
27	デジタル・ アーカイブ	博物館、美術館、公文書館や図書館の収蔵品をはじめ有形・無形の文化資源等をデジタル化して保存・活用等を行うシステム。
31	愛知県文化 行政推進会議	愛知県の文化行政に関する施策について、総合的かつ効果的な推進を図るため、庁内10部局15課室で構成。

文化芸術創造あいちづくり推進方針（改訂版）の作成経過

年 月 日	会議・検討内容等
平成 23 年 8 月 18 日	○「愛知県文化行政推進会議幹事会」開催 ・文化芸術創造あいちづくり推進方針の前半 5 年間（平成 20 年度から 24 年度）の取組結果（評価）について
平成 23 年 12 月 19 日	○文化芸術創造あいちづくり推進方針の中間見直しに関する有識者会議開催要領の施行 ・（検討事項） 1 平成 20 年度から 24 年度までの 5 年間に取り組むべき基本課題に対する評価に関すること 2 平成 25 年度以降の取り組むべき基本課題及び主な取組を策定するための検討に関すること 3 その他、有識者会議の目的を達成するために必要な事項
平成 24 年 3 月 12 日	○第 1 回「文化芸術創造あいちづくり推進方針の中間見直しに関する有識者会議」開催 ・（議 事） 平成 20 年度から 5 年間の取組結果と、平成 25 年度以降に取り組むべき新たな基本課題及び主な取組について
平成 24 年 5 月 28 日	○「愛知県文化行政推進会議幹事会」開催 ・文化芸術創造あいちづくり推進方針（改訂版）（素案）について
平成 24 年 10 月 30 日	○第 2 回「文化芸術創造あいちづくり推進方針の中間見直しに関する有識者会議」開催 ・文化芸術創造あいちづくり推進方針（改訂版）（素案）について
平成 24 年 12 月 22 日 ～平成 25 年 1 月 21 日	○パブリックコメントの実施 ・文化芸術創造あいちづくり推進方針（改訂版）（案）について
平成 25 年 3 月	○文化芸術創造あいちづくり推進方針（改訂版）策定

文化芸術創造あいちづくり推進方針の中間見直しについて

1 中間見直しの趣旨

平成19年12月に策定した本方針は、10年程度の政策の基本目標と重点方向を定め、20年度から5年間に取り組みむべき基本課題と主な取組を示したものである。基本課題・主な取組については、その達成に向けて社会情勢の変化等に応じて修正する必要があるため、これらを踏まえ5年ごとに見直すものである。

2 見直しの視点

国内外の社会情勢の変化、新たな国の指針、知事マニフェスト等、課題・取組に影響を及ぼす事項を踏まえる他、前半5年間の取組結果（評価）を、後半の基本課題及び主な取組に反映させ、見直すこととする。

(1) 国内外の情勢

- ・民間と行政の役割分担の見直しによる、民間と行政の協働による取組の進展や企業メセナ活動の広がり
- ・人口減少社会の到来による地域コミュニティの衰退と文化芸術の担い手不足
- ・経済情勢や厳しさを増す地方の財政状況の中での、地域文化芸術を支える基盤の脆弱化に対する危機感の広がり
- ・グローバル化の進展に伴う文化芸術による創造的な相互交流の促進
- ・情報通信技術の急速な発展と普及

(2) 県内情勢

- ・知事マニフェスト「地域の文化を活かし、あいちの個性を発信」「世界に発信するあいちの芸術を育てる」の実現に向けた取組
- ・国際芸術祭「あいちトリエンナーレ2010」の開催（H22.8.21～10.31）

(3) 新たな国の指針等

- ・文化庁「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）」（H23.2.8閣議決定）
- ・文化庁「劇場、音楽堂等の制度的な在り方に関する検討会」

3 重点方向に対する取組の実績と今後の取組の方向

重点方向の目的が達成されているか、各事業担当課室による事業ごととの評価を基に、個別項目ごとに4段階評価したものを、重点方向ごとにとりまとめた。

◎：達成した ○：概ね達成した
△：一部達成できていない ×：達成できていない

【重点方向1】 世界・未来に貢献する文化芸術の創造と展開	【重点方向に対する取組結果】	【今後の取組の方向】
① 世界・未来に向けて、愛知芸術文化センターを拠点とした芸術創造機能を一層強化するとともに、幅広い分野での国際連携の推進を図る。	◇県美術館や県芸術劇場、陶磁資料館において、質の高い舞台芸術や充実した内容の美術展等を実施した。しかし、県芸術劇場については、専門技術スタッフの配置もなく、芸術創造機能を十分に発揮したとは言えない。 ◇「あいちトリエンナーレ2010」の開催により世界24の国と地域から131組のアーティストが参加し、国際連携の推進を図ることができた。	◇愛知芸術文化センターの芸術創造機能のさらなる強化に向け、ミッションの明確化と運営手法の見直しを行う。県芸術劇場については、文化庁「劇場、音楽堂等の制度的な在り方に関するまとめ」を踏まえた施設づくりを行う。 ◇あいちトリエンナーレの拠点会場として、愛知芸術文化センターの複合機能を活かすための分野横断的な事業を引き続き実施していく。
② 愛知の文化芸術の創造・発信に地域が一体となって取り組み、次代への継承・発展を図る。	◇「あいちトリエンナーレ2010」や「あいち国際女性映画祭」の開催など、国内外へ愛知からの文化芸術を発信することができた。	◇あいちトリエンナーレの定期開催を定着させるとともに、トリエンナーレを軸とした事業展開により、愛知からの文化の発信力を強化する。 また、地域連携や大学連携を進めていく。
③ メディア芸術等と産業の融合促進等による文化芸術の産業化を進める。	◇県立芸術大学と企業との共同研究や、デジタルコンテンツテストなどを実施したが、文化芸術の産業化には至っていない。	◇メディア技術を活かした先駆的な芸術創造事業を推進する。 ◇県内の芸術系大学と企業との受託研究・共同研究について、より一層促進する。
④ 基本課題 (1) 国際的な芸術祭等の広域展開と愛知文化の発信	△ { ○-1 ○-2 △-1	
⑤ 基本課題 (2) 愛知芸術文化センターを拠点とした芸術創造の展開と国際連携の推進	○ { ◎-1 ○-6	
⑥ 基本課題 (3) 芸術と産業の融合促進	△ { ○-2 △-2	

<p>【重点方向2】 文化芸術を担い、支える人づくり</p>	<p>次代を担う子どもを対象として文化芸術を体験する機会を提供するなど、様々なアウトリーチ活動を展開していく。</p> <p>① 基本課題 (1) 子どもの文化芸術体験の充実 基本課題 (2) アウトリーチ活動等の充実・拡大</p>	<p>○ (0-2 0-6 △-2)</p>	<p>【重点方向に対する取組結果】</p> <p>◇「あいち子ども芸術大学」や「キッズトリエンナーレ」の実施により、子どもの芸術体験機会の拡大・充実を図った。</p> <p>◇また、アートマネジメント講座の実施などにより、アウトリーチ活動等の人材育成を図った。</p>	<p>【今後の取組の方向】</p> <p>◇次代を担う子どもたちに、地域や学校などで文化芸術を体験する機会を拡充し、感性や創造力を育む環境づくりに取り組んでいく。</p> <p>◇アートマネジメントに関する人材を育成し、アウトリーチ活動のさらなる充実を図る。</p>
<p>②</p> <p>愛知で活躍する新進芸術家が、世界的レベルに成長、躍進していくための環境づくりを進めるとともに、文化芸術の担い手（芸術家）と支え手（鑑賞者）、双方の拡大とレベルアップを図っていく。</p> <p>基本課題 (3) 新進芸術家の支援育成 基本課題 (4) 鑑賞機会の充実・拡大</p>	<p>○ (0-3 0-5 △-3)</p>	<p>◇「アーツ・チャレンジ～新進アーティストの発見 in あいち」や「あいちトリエンナーレ 2010」、「あいちアートの森」の実施により、まちなかのオープンスペース等を活用して、若手芸術家の作品発表の場を提供し、支援育成を行ったが、世界的レベルに成長、躍進するための環境づくりは十分ではない。</p> <p>◇愛知芸術文化センターや、(財)県文化振興事業団において地元及び若手のアーティストを活用した質の高い優れた文化芸術の鑑賞機会を提供するなど、文化芸術の担い手と支え手、双方の拡大とレベルアップを図った。</p>	<p>◇愛知の文化芸術を担う若手芸術家が、世界に飛躍・発展していくための機会を拡大する。</p> <p>◇愛知芸術文化センター等の企画制作事業を通じて、地元や若手のアーティストを活用し育成を図るとともに、県美術館等の所蔵作品のサテライト展示や、解説ボランティアの育成により、鑑賞者層の拡大と鑑賞力の向上を促進する。</p>	
<p>【重点方向3】 多様な個性・価値を実現する文化芸術の場づくり</p>	<p>愛知芸術文化センター等の事業展開において、県民を始めとする様々な主体による「新しい公共」の形成を通じて、多様な交流・創造を図っていく。</p> <p>① 基本課題 (1) 「新しい公共」のモデルとなる愛知芸術文化センター等の新展開</p>	<p>△ (0-1 0-1 △-2 △-1)</p>	<p>【重点方向に対する取組結果】</p> <p>◇県美術館、県文化情報センター、県陶磁資料館におけるボランティア活動に対する養成・支援や、「あいちトリエンナーレ 2010」の運営においても数多くのボランティアに携ってもらったなど、「新しい公共」の形成に向けた場づくりを促進することができた。</p> <p>◇また、「あいちトリエンナーレ 2010」をきっかけに、サポーターズ・クラブ等が組織され、トリエンナーレを支えていく仕組みづくりができた。</p> <p>◇しかし、愛知芸術文化センター等の事業において、芸術家や文化団体等が交流し、主体的な活動の場を創出できている事業展開は行っていない。</p>	<p>【今後の取組の方向】</p> <p>◇愛知芸術文化センター等の事業展開のなかで、NPO・ボランティアや文化芸術団体等と多様な交流を図っていくよう、連携・協働の仕組み・場づくりを進める。</p> <p>◇あいちトリエンナーレを支えていく県民主体の組織づくりを進める。</p>
<p>②</p> <p>広域的、国際的な文化芸術活動に対する支援や、様々な文化の違いを尊重し、ともに発展する環境づくりを進めるなど、県民一人ひとりのかけがえのない個性や価値を表現、実現するための場づくりに取り組む。</p> <p>基本課題 (2) 広域的、国際的な文化芸術活動の重点支援 基本課題 (3) 多様な文化が輝く社会づくり</p>	<p>○ (0-2 0-6 △-1)</p>	<p>◇広域的、国際的な文化芸術活動や、伝統的な生活文化の一層の普及を図るための支援、多言語による情報提供や文化芸術による相互交流の促進など、様々な国や地域の人々が、互いの文化を尊重し文化芸術活動に取り組んでいく場づくりを進める。</p>		

【重点方向4】 地域文化の発掘・継承・発展の仕組みづくり	【重点方向に対する取組結果】	【今後の取組の方向】
<p>地域の伝統芸能や文化財、食文化、景観等の様々な文化資源を発掘、再評価し、地域文化の継承・発展とともに地域力の強化に結びつけていく。</p> <p>① 基本課題 (1) 地域の伝統文化や文化財、食文化、景観等を活かした地域力の強化</p>	<p>◇文化財の保存・修理や文化財についての普及啓発事業、民俗芸能大会等の開催により、地域の文化資源を発掘・再評価することができた。</p> <p>◇また、農山漁村の伝統文化や食文化等の紹介や、産業施設を観光資源とするなど、地域の文化資源を活かすことにより地域力を強化することができた。</p> <p>◇県内にはまだ発掘・再評価すべき文化資源があり、これを発信させていく必要がある。</p> <p>◇地域文化の支え手であるNPO・ボランティア等に対する情報提供や支援、コーディネーターの養成等は、愛知芸術文化センターアートプラザでは実施できていない。</p>	<p>◇地域の文化資源の発掘・再評価を行い、保存・継承を促し、魅力を広く発信することを戦略的に行うことにより、地域全体の活性化につなげ、地域力を強化する。</p>
<p>地域文化を支えるNPO・ボランティア活動の支援や、地域の自主的、主体的な取組を促進していく。</p> <p>② 基本課題 (2) 地域文化を支えるNPO・ボランティア活動等の促進</p>	<p>◇「あいちトリエンナーレ2010」のまちなか展開の会場となったことをきっかけに、アートイベントに継続して取り組む地域の民間団体が組織された。また、民間団体の自主事業について支援を行うなど、草の文化事業実施のなかでNPO・ボランティア等への支援・育成を行うことができた。</p>	<p>◇あいちトリエンナーレを始めとした様々な文化芸術施策を実施する中で、地域文化を支えるNPO・ボランティア等との連携を深め、支援・育成を行う。</p>

【重点方向5】 文化芸術政策の総合的な推進	【重点方向に対する取組結果】	【今後の取組の方向】
<p>芸術創造機能の強化や幅広い協働を基礎とした政策推進を図っていくため、県の推進体制を再構築するとともに、協働を創出する仕組みの構築・充実を図っていく。</p> <p>① 基本課題 (1) 推進体制の充実・強化</p>	<p>◇「あいちトリエンナーレ2010」については、ボランティアの参加やサーターズクラブの設立、地元文化芸術団体との事業連携など、幅広い協働を展開することができた。</p> <p>◇県陶磁資料館の芸術センターサテライト展示や、芸大サテライト講座の実施など、愛知芸術文化センターや県陶磁資料館、県立芸術大学の連携を強化することにより、芸術創造機能の強化を図った。</p> <p>◇しかし、県の推進体制のうち、愛知芸術文化センター全体としての芸術創造機能が不十分である。</p> <p>◇推進方針の中間見直しを行うことにより、施策・取組の評価と改善に取り組み、従来施策の見直しを図った。</p>	<p>◇県の推進体制の再構築を図るとともに、愛知芸術文化センター、陶磁資料館、県立芸術大学相互の連携を強化していく。</p> <p>◇愛知芸術文化センターの芸術創造機能のさらなる強化に向けて、ミッションの明確化と運営手法の見直しを行う。県芸術劇場については、文化庁「劇場、音楽堂等の制度的な在り方に関するまとめ」を踏まえた施設づくりを行う。</p>
<p>既存施策の大胆な見直しや民間資金の活用などに取り組みとともに、文化芸術政策と教育、福祉、観光、まちづくり等の他分野の政策との連携強化を図る。</p> <p>② 基本課題 (1) 推進体制の充実・強化 基本課題 (2) 従来施策の見直しや民間資金の活用</p>	<p>◇また、「あいちトリエンナーレ2010」における企業協賛や、県美術館での新聞社等との共催事業により、民間資金の活用を視野に入れた事業展開を行った。</p> <p>◇庁内組織である文化行政推進会議を開催し、部局間の総合調整を図り、他分野の政策との連携を図っている。しかし、特定課題やテーマについて、の積極的な調査研究や、分野横断的な先導的施策企画立案には及んでいない。</p>	<p>◇あいちトリエンナーレや愛知芸術文化センター及び県陶磁資料館の事業において、企業スポンサーとの協力関係の継続・拡大を図る。また、文化振興基金への寄附金受入れ拡大を図っていく。</p> <p>◇愛知芸術文化センターについては、総合的な県民サービスの向上と一層の利用拡大につながる指定管理者制度の導入の具体化について検討する。</p> <p>◇他分野との政策連携強化を図るため、文化行政推進会議を積極的に活用する。</p>

文化芸術創造あいちづくり推進方針の中間見直しに関する
有識者会議開催要領

(目的)

第1条 文化芸術創造あいちづくり推進方針の中間見直しを行うにあたり、本県の文化芸術環境を踏まえた、広い視野からの創意ある助言を得るため、文化芸術創造あいちづくり推進方針の中間見直しに関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。

(所掌事項)

第2条 有識者会議は、前条の目的を達成するため、文化芸術創造あいちづくり推進方針の次に掲げる事項を検討する。

- (1) 平成20年度から平成24年度までの5年間に取組むべき基本課題に対する評価に関する事
- (2) 平成25年度以降の取組むべき基本課題及び主な取組を策定するための検討に関する事
- (3) その他、有識者会議の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 有識者会議は、別表に掲げる委員により構成する。

(座長等)

第4条 有識者会議には、座長及び座長代理を置く。

- 2 座長は、有識者会議を統括し、会議の進行にあたる。
- 3 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 有識者会議は、愛知県県民生活部長が招集する。

(公開)

第6条 有識者会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19条）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して協議・検討等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の円滑な運営に著しい支障が生じると

認められ、座長が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合

- 2 有識者会議の傍聴については、別に定める。
- 3 有識者会議の議事内容については、議事録を作成し、公表する。

(庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、愛知県県民生活部文化芸術課において処理する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、有識者会議に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成23年12月19日から施行し、平成25年3月31日をもって廃止する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行し、平成25年3月31日をもって廃止する。

文化芸術創造あいちづくり推進方針の中間見直しに関する 有識者会議委員名簿

氏名	職名	備考
垣内恵美子	政策研究大学院大学文化政策プログラムディレクター、教授	
倉橋義弘	豊橋市文化市民部長	
柴田英杞	公益財団法人滋賀県文化振興事業団理事（兼）芸術監督	
清水裕之	名古屋大学大学院環境学研究科教授	座長代理
竹本義明	名古屋芸術大学長、武豊町民会館（ゆめたろうプラザ）館長	
寺井尚行	愛知県立芸術大学芸術創造センター長、音楽学部教授	
野田邦弘	鳥取大学地域学部地域文化学科教授	
馬場駿吉	名古屋ポストン美術館長	座長
藤田六郎兵衛	能楽笛方藤田流十一世家元、愛知芸術文化協会理事	
古橋利治	名古屋商工会議所常務理事・事務局長	

(50音順、敬称略)